島根県定期予防接種広域化事業委託契約書（案）

〇〇〇市町村（以下「甲」という。）と一般社団法人島根県医師会（以下「乙」という。）は、島根県定期予防接種広域化事業（住民が県内住所地外で、かかりつけ医療機関等で受ける予防接種法（昭和 23 年法律 68 号）に規定する定期の予防接種をいう。以下「委託業務」という。）に関して次のとおり委託契約を締結する。

この契約締結にあたっては、乙は、本契約の締結についての権限を乙に委任する別紙２の「島根県定期予防接種広域化事業協力医療機関名簿一覧」の医療機関（以下「丙」という。）の代理人として契約するものとする。

（委託業務）

第１条　甲は、別紙１の委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、乙の会員たる医師が所属する別紙２の医療機関に対して委託業務の協力を要請するものとする。

３　乙は、委託業務に協力する丙の名称、開設者名又は管理者名及び予防接種の種類を甲に通知するものとする。

但し、甲は、丙のうち甲の区域内に在る医療機関は本委託業務の対象とはしないものとする。

（委託業務の履行）

第２条　丙は、島根県定期予防接種広域化事業実施要領に基づいて委託業務が円滑に遂行されるように、医学的見地から甲に協力するものとする。

２　丙は、予防接種法、島根県定期予防接種広域化事業実施要領、その他関係法令並びに乙の指導に基づき、委託業務に従事するものとする。

３　前２項のほか、丙は委託業務の実施について甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第３条　委託業務の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）

第４条　甲は、丙の委託業務に関して生じた必要経費を別紙３に定めるところにより、丙に弁償するものとする。

（実績報告、委託料の請求及び支払）

第５条　丙は、委託業務の毎月の実施状況を島根県定期予防接種広域化事業実施報告書（様式ア）にとりまとめ、予診票を添付して、島根県定期予防接種広域化事業実施請求書（様式イ）とともに、甲が定めた期日までに甲に報告するものとする。

２　甲は、前条の規定により丙から島根県定期予防接種広域化事業実施報告書（様式ア）の提出を受け、その内容を審査し適当であると認めたときは、丙に対し、甲が定めた期日までに委託料を支払うものとする。

３　甲が自己負担金を設けている場合には、甲は、丙に対し、自己負担金を差し引いた額を支払うものとする。

（委託業務の調査）

第６条　甲は、必要があると認めたときは、丙の帳簿、書類その他の記録について調査できるものとする。

（帳簿等）
第７条　丙は、委託業務に関する帳簿、書類等を委託業務完了の日から５年間保存するものとする。

（個人情報の保護）
第８条　乙及び丙は、委託業務について知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
２　乙及び丙は、委託業務における個人情報の取り扱いについて、別紙４の「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（契約主体の変更）
第９条　丙から本委託契約締結後に本契約の締結についての権限を乙に委任する旨、又は取り下げる旨の申し出があった場合は、乙は、別紙２の「島根県定期予防接種広域化事業協力医療機関名簿一覧」を修正の上、速やかに甲に通知するものとする。
２　前項の場合には、それぞれ当該通知がなされたことをもって、別紙２の「島根県定期予防接種広域化事業協力医療機関名簿一覧」の変更の効力が生じるものとする。

（損害補償等）
第 10 条　甲は、委託業務において被接種者に健康被害等の事故が生じたときは、甲丙協議の上、速やかに当該事故に対する救済その他必要な措置を講じ、かつ、その損害を賠償するものとする。
２　甲は、前項の事故が丙の故意又は重大な過失による場合を除き、丙に求償しないものとする。
３　甲は、第１項の事故について、乙又は丙が損害賠償請求の訴えを提起されたときは、訴訟参加その他の方法により、乙又は丙に協力するものとする。

（予防接種健康被害の調査）
第 11 条　甲は、前条の健康被害に係る調査について、甲が設置する予防接種健康被害調査委員会により実施するものとする。
２　健康被害調査委員会の組織、権限は別に定めるところによる。

（契約の解除等）
第 12 条　甲は、丙がこの契約に違反したときは、契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。
２　前項の規定による契約の解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないもの　とする。
３　甲は、乙又は丙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団という。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するときは、この契約を解除することができる。

（乙の職務）
第 13 条　乙は、この契約の締結について、丙の委任を受けてこれを行うとともに、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
（１）第６条の規定による甲の丙に対する調査についての協力
（２）第 10 条第１項の規定による甲丙間の協議の調整

（３）第 11 条の規定による予防接種健康被害調査委員会に対する協力
（４）この契約に定める丙の義務の履行についての丙に対する指揮及び監督
２　前項に掲げるもののほか、乙は、委託業務が適切に実施されるよう甲及び丙に対して協力するものとする。

（疑義の決定）
第 14 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和８年４月１日

甲　　○○○市町村長　　㊞

乙　　一般社団法人島根県医師会長　　㊞

別紙1

島根県定期予防接種広域化事業委託業務

市町村	A類													B類			
	B型肝炎	ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（Hib）	小児用肺炎球菌	五種混合	BCG	麻しん風しん混合（MR）	水痘	日本脳炎	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）	ジフテリア破傷風混合（DT）	ロタウイルス感染症	RSウイルス感染症	その他（ポリオ、麻しん（単独）、風しん（単独）、三種混合）	インフルエンザ（高齢者）	高齢者用肺炎球菌	新型コロナウイルス感染症	帯状疱疹

別紙2

（様式2）

令和　　年　　月　　日

島根県定期予防接種広域化事業協力医療機関名簿一覧

郡市医師会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

接種可能ワクチン

（「○」は接種可能ワクチン）

医療機関名	市町村	電話番号	A類													B類			
			B型肝炎	ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（Hib）	小児用肺炎球菌	五種混合	BCG	麻しん風しん混合（MR）	水痘	日本脳炎	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）	ジフテリア破傷風混合（DT）	ロタウイルス感染症	RSウイルス感染症	その他（ポリオ、麻しん（単独）、風しん（単独）、三種混合）	インフルエンザ（高齢者）	高齢者用肺炎球菌	新型コロナウイルス感染症	帯状疱疹

別紙3
（様式５）

島根県定期予防接種広域化事業料金表

市町村名

問い合わせ先

担当課名	
所 在 地	〒　　（住所）
電話番号／ＦＡＸ	(TEL)　　(FAX)

	ワクチンの種類	年齢区分	① 委託料（円）（消費税を含む）	② ①の委託料の中のワクチン代の有無	③ ②のワクチン代が別の場合のワクチン料金(円)	備　考（自己負担金等）	接種不可料金（円）
Ａ類	Ｂ型肝炎			ワクチン代　込　・　別			
	ヘモフィルスインフルエンザ菌ｂ型（Hib）			ワクチン代　込　・　別			
	小児用肺炎球菌			ワクチン代　込　・　別			
	五種混合			ワクチン代　込　・　別			
	ＢＣＧ			ワクチン代　込　・　別			
	麻しん風しん混合（MR）			ワクチン代　込　・　別			
	水痘			ワクチン代　込　・　別			
	日本脳炎			ワクチン代　込　・　別			
	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）			ワクチン代　込　・　別			
	ジフテリア破傷風混合（DT）			ワクチン代　込　・　別			
	ロタウイルス感染症			ワクチン代　込　・　別			
	ＲＳウイルス感染症			ワクチン代　込　・　別			
	その他（ポリオ、麻しん（単独）、風しん（単独）、三種混合）			ワクチン代　込　・　別			
Ｂ類	インフルエンザ（高齢者）			ワクチン代　込　・　別			
	高齢者用肺炎球菌			ワクチン代　込　・　別			
	新型コロナウイルス感染症			ワクチン代　込　・　別			
	帯状疱疹			ワクチン代　込　・　別			

①医療機関からの請求締切日　　②医療機関への委託料支払日

別紙4

個人情報の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第１　乙及び丙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　乙及び丙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４　乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（第三者への委託等の禁止）

第６　乙及び丙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務は自らが行い、第三者に委託又は請け負わせてはならない。

（業務従事者への周知）

第７　乙及び丙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第８　乙及び丙は、この契約による業務を処理するため、甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第９　乙及び丙は、この契約による業務を処理するため、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第10　乙及び丙は、この契約による業務を処理するため、乙が自ら収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第11　甲は、乙及び丙がこの契約による業務を処理するにあたり、取り扱う個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第12　乙及び丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指示）

第13　甲は、乙及び丙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取り扱いが不適当と認められるときは、乙及び丙に対して必要な指示を行うことができる。